



資料編

1 用語解説（50音順）

【あ行】

ICT

Information & Communications Technology の略。情報通信技術。インターネット上でデータの保管等のアウトソーシングを受け、データ等を保管・管理するサービス。

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス。

アセスメント

利用者が直面している生活上の問題・課題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、必要なサービスの提供や援助に先立って行われる一連の手続きのこと。

一般介護予防事業

年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく全ての高齢者を対象として、介護予防活動の普及啓発を行ったり、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う事業。

NPO（Non-Profit Organization：民間非営利組織）

ノンプロフィット・オーガニゼーションの頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成 10（1998）年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格(特定非営利活動法人)の取得が容易になった。

【か行】

介護報酬

介護保険におけるサービスを提供した事業者を支払われる「費用単価」のこと。指定居宅サービス・指定居宅介護支援・指定施設サービス等の区分及び地価や物価・人件費・離島など特殊事情を勘案し、1級地～7級地・その他の8つの地域区分が設けられている。

介護予防

元気な人も支援や介護が必要な人も生活機能の低下や重度化を可能な限り防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から健康管理を行い高齢期にあった健康づくりを行うことを指す。

介護予防・日常生活支援総合事業

市町村の主体性を重視し、地域支援事業において、マンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者等に対して、介護予防や生活支援サービス等を、市町村の判断・創意工夫により、総合的に提供することができる事業。介護予防訪問介護等を行行し、要支援者等に対して必要な支援を行う介護予防・生活支援サービス事業と、第1号被保険者に対して体操教室等の介護予防を行う一般介護予防事業からなる。

介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントから構成される事業。

回想法

回想とは、過去に経験したことを思い出すこと。グループアプローチの言葉では、計画的な時間、回数 of 会合の中で、人生経験を高齢者に話し合ってもらうことで、記憶の回復や日常生活の関心、コミュニケーションを深めることを目的としたテクニックのこと。認知症高齢者の支援などに有効とされる。

キャラバン・メイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める者をいう。

協議体

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する組織。

居宅介護支援

要支援・要介護認定者のケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行うこと。

緊急通報システム

一人暮らし高齢者等に、緊急通報機器を設置し、急病の際に消防署に通報を送り、近隣協力員の協力を得て救援される仕組み。

ケアプラン

要支援・要介護認定者や家族の希望を取り入れ、サービス担当者会議で、専門家の協議により利用者のニーズと生活上の問題解決のために必要な具体的なサービスに関し作成する介護支援計画のこと。

ケアマネジメント

要介護者等のサービス利用者のニーズを満たすため、保健・医療・福祉等の多様なサービスを適合させる系統だった連携・調整・統合の一連の活動のこと。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

要支援・要介護認定者からの介護サービスの利用に関する相談や適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるようケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職をいう。

軽費老人ホーム（ケアハウス）

老人福祉法で規定された社会福祉施設。原則として、家庭環境や経済的な事情などにより、自宅で暮らすことが困難な状態にある高齢者が低額な料金で入所できる。

健康寿命

病気やけが・寝たきり・認知症などの状態にならないで、元気でいきいきと暮らすことができる期間のこと。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

後期高齢者

高齢者のうち、75歳以上の人のこと（65歳以上75歳未満は前期高齢者）。

高額医療合算介護サービス費

一年間の医療保険と介護保険の合計の自己負担が、一定額以上になったときに、超過分を保険から支給する制度。

高額介護サービス費

介護サービス利用者に対して、同じ月に利用したサービス利用料の自己負担額が一定額以上になったときに、超過分を保険から支給する制度。

高齢化率

総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合。

高齢者虐待

高齢者虐待とは、意図的であるか、非意図的であるかを問わず、高齢者の心身に傷を負わせたり、基本的人権を侵害したりする行為のことをいう。

個別支援計画

災害時に支援を必要とする人の避難を迅速に実施するために、避難の方法などについて一人ひとりに対して事前に作成する計画。

【さ行】

サービス付き高齢者向け住宅

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正（平成 23（2011）年 10 月施行）により、従来の高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の各制度の代わりに創設された制度。バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅であり、一定の基準を満たした賃貸住宅や有料老人ホームが、サービス付き高齢者向け住宅として都道府県知事の登録を受けることができる。

三密

密集・密接・密閉。

市街化調整区域

都市計画法に基づき指定される都市計画区域における区域区分のひとつ。開発行為や建築行為が禁止されている地域。

社会資源

人々の生活の諸要求や、問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。

若年性認知症

65 歳未満で発症する認知症。

縦覧点検

複数月の明細書における算定回数の確認やサービス間・事業所間の給付が適正であるか点検すること。

スーパーバイザー

監督者・管理者。

生活支援コーディネーター

多様な生活支援ニーズに対応したサービスを地域で整備していくため、地域の社会資源の把握や生活支援サービスの開発・担い手の育成、関係者のネットワークの構築などを行い地域のニーズと地域資源のマッチングなどの役割を担う者をいう。

成年後見制度

認知症高齢者や知的障害者等、判断能力が無いまたは不十分な状態にある人や、契約時に判断能力はあるが、将来低下した場合の財産管理、介護等の契約、遺産分割等の法律行為等を本人に代わって成年後見人等が行う制度。「任意後見制度」と「法定後見制度」の二つに分類され、いずれも家庭裁判所へ後見人等の選任の申立てが必要。

総合事業対象者

相談窓口において、必ずしも要支援・要介護認定を受けなくても、必要なサービスを事業で利用できるよう本人の状況を確認するための基本チェックリストによって判断される対象者。

【た行】

第1号被保険者

介護保険の被保険者のうち、65歳以上の者を第1号被保険者という。

団塊ジュニア世代

昭和46（1971）年から昭和49（1974）年の第二次ベビーブームに生まれた世代を指す。

団塊の世代

昭和22（1947）年から昭和24（1949）年のベビーブームに生まれた世代を指す。

地域ケア会議

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防その他の生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアを推進することを目的とした会議。

地域支援事業

被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するために市町村が行う事業。

地域区分

地域間における人件費の差を勘案して、地域間の介護保険費用の配分方法を調整するために設けられた区分。

地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた家庭や地域で尊厳ある安心した生活を継続することができるよう地域の保健・医療・福祉関係者や地域住民、ボランティアなど地域全体で高齢者を見守り・支える仕組みのこと。

地域包括支援センター

平成 18（2006）年 4 月 1 日から介護保険法改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、虐待防止など様々な課題解決に向けた取組を実践することを主な業務としている。

特定入所者介護サービス費

所得が一定額以下の要介護・要支援認定者が施設サービスなどを利用した場合の食費・居住費等の負担を軽減するために支給される介護給付。

【な行】

認知症

脳細胞の変質や脳疾患などが原因で認知機能が低下し、日常生活や社会生活に支障が生じる状態。アルツハイマー型や脳血管性などの種類がある。

認知症ケアネット

認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのか、ケアの流れをあらかじめ標準的に決めておくもの。

認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族に対し、見守り、声かけ、手助けをするなど、温かく見守る応援者のこと。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴えなどにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価（アセスメント）や、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

【は行】

パブリックコメント

広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続のこと。意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すもの。

バリアフリー

本来、住宅建築用語で使用するもので、障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となる段差を取り除くという意味。広くは障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

避難行動要支援者支援制度

高齢者や障害者など、災害時に一人での避難が難しい人の名簿を市が作成し、そのうち、情報提供に同意をしていただいた人の名簿を、平常時から避難支援等関係者と共有することで、災害時の安否確認や避難誘導等に役立てる制度。

ひょうご認知症サポート店

認知症サポーター養成講座を受講した従業員等を店舗や窓口等に配置し、認知症の正しい理解と適切な対応に努める企業等。

フィジカル・ディスタンス

物理的距離。

福祉避難所

災害時に、高齢者や障害者、乳幼児などの特に配慮を必要とする人を受け入れるために特別な配慮がなされた避難所。

ふれあいサロン

地域住民が運営する仲間づくり、居場所づくり、生きがいつくりのための活動。

ランチ

身近なところで相談を受け付け、地域包括支援センターにつなぐための窓口。

フレイル

健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態。

包括的支援事業

地域包括支援センターが行う特定高齢者の介護予防事業利用プラン作成、高齢者や家族等からの総合相談業務、虐待防止等の権利擁護業務、ケアマネジャーへの助言・指導等の業務のこと。

【ま行】

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める奉仕者をいう。

物忘れ相談プログラム

認知症の予備軍とされる軽度認知障害を早期に発見するシステム。パソコンの画面に触れながら質問に答えるだけで、5分ほどで終了する。

【や行】

要介護状態

身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作について、常時介護を要すると見込まれる状態をいう。

2 加東市高齢者保健福祉計画策定委員会及び 加東市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成20年3月27日

告示第20号

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項及び第7項並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項及び第6項の規定に基づき加東市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。）を策定するため、加東市高齢者保健福祉計画策定委員会及び加東市介護保険事業計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（平24告示15・平25告示67・一部改正）

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、計画の策定に関する必要な事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公共的団体の役員及び職員
- (3) 各種団体の代表者又はその団体が推薦する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 一般公募による者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員は、当該計画策定が終了したときは、解任し、又は解職されるものとする。

4 市長は、委員が任期途中で欠けたときは、補欠の委員を任命し、又は委嘱するものとする。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平22告示72・平26告示31・一部改正）

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 策定委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

3 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 策定委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、健康福祉部高齢介護課において処理する。

(平21告示24・平22告示72・平30告示46・一部改正)

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日告示第24号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月21日告示第72号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日告示第15号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年10月8日告示第67号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第31号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第46号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

3 加東市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画策定委員会の開催状況

日 程	委員会等	協議内容等
令和元（2019）年 11月12日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・加東市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要と今後のスケジュールについて ・加東市の現状と課題 ・加東市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画のアンケート調査について
令和2（2020）年 2月17日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の状況報告について ・高齢者の生活支援について ・認知症対策について
令和2（2020）年 7月29日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期介護保険事業計画の基本方針等について（国） ・見直しのためのアンケート調査結果および市全域の現状と課題について ・加東市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の検証について
令和2（2020）年 9月29日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の体系（案）について ・計画素案について（第1章～第4章）
令和2（2020）年 11月24日	第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
令和3（2021）年 1月26日	第6回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・計画答申案について

4 加東市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画策定委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

役職	氏名	団体名等
委員長	武田 卓也	大阪人間科学大学
副委員長	神戸 三男	加東市民生児童委員連合会
	森下 智行	小野市・加東市医師会
	藤原 秀夫	小野加東歯科医師会
	西山 昌希	加東市社会福祉協議会
	伊藤 恭子	兵庫県介護支援専門員協会加東支部
	橋本 雅樹	加東市介護サービス事業者連絡会
	福島 俊夫	加東シニアクラブ連合会
	河村 剛	加東市区長会
	木元 倫代	兵庫県加東健康福祉事務所
	井平 千暁	加東市民病院
	松本 邦夫	一般公葬委員

加東市高齢者保健福祉計画・
第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）
令和3年3月

発行：兵庫県加東市／編集：高齢介護課
住所：〒673-1493 兵庫県加東市社 50 番地
電話：0795-43-0440
ホームページアドレス <https://www.city.kato.lg.jp/>
